

民生文教常任委員会報告書

令和3年9月24日第3回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和3年11月17日

七飯町議会議長 木下 敏 様

民生文教常任委員会
委員長 坂本 繁

記

【所管事務調査事項】

- ・各学校における新型コロナウイルス感染症対策について

令和3年10月8日、28日、11月17日の3日間、委員会を開催し、教育次長、学校教育課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行った。

1 調査の目的

町内小中学校の児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応や今後の対策等について調査を行った。

2 調査の方法

町内小中学校の児童生徒における新型コロナウイルス感染症の感染状況や保護者との連絡体制、今後の行事等の取扱い、新型コロナウイルス感染症対策としてのICT活用の体制等に関する資料の提出を求め、教育次長、学校教育課長への

聴取を行った。

- 3 新型コロナウイルスに感染した児童生徒の人数について（濃厚接触者含む）
新型コロナウイルス感染症陽性者及び濃厚接触者等の人数は以下のとおりである。

項目	人数	備考（要因）
陽性者	5名	・家族 3名 ・同級生 2名
濃厚接触者 (それ以外の接触者含む)	88名	・家族等 28名 ・習い事等 7名 ・同級生等 53名

※陽性者・PCR等検査受検者の状況報告書からの集計（令和3年10月28日現在）

- 4 新型コロナウイルスに感染した児童生徒がいた場合の対応マニュアル、保護者等との連絡体制について

文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に基づき以下のとおり対応している。

（1）学校等への連絡について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人や保護者に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされる。学校には、通常、本人や保護者から感染が判明した旨の連絡がなされ、学校から町教育委員会へ、町教育委員会から北海道教育委員会渡島教育局へ報告する連絡体制となっている。

感染者本人への行動履歴等のヒアリングは保健所が行い、また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や町教育委員会も協力する。

（2）感染者や濃厚接触者等の出席停止について

児童生徒等の感染が判明した場合又は濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取る。

なお、出席停止の場合は、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない柔軟な取扱いをしている。

濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とし、感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。

なお、出席停止に該当する場合は以下のとおりである。

- ・感染者は、治癒するまで（14日間）
- ・濃厚接触者は、保健所が指定する健康観察期間（14日間）
- ・濃厚接触者以外でPCR検査を受けた場合、検査結果が判明するまで
- ・本人、同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合は、本人、同居家族の症状がなくなるまで
- ・ワクチン接種の場合
- ・ワクチン接種で副反応が出た場合
- ・保護者が感染の不安で休ませた場合（地域の感染状況等合理的な理由により、校長判断で出席停止とすることができる）

（3）校舎内の消毒について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒する。

また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされている。表面についてのウイルスの生存期間は24時間から72時間位と言われており、消毒できない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる。

（4）臨時休業の範囲や条件の例について

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討する。

まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し、全体像が把握できるまでの期間及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～1週間程度）、臨時休業を行うことが考えられる。なお、ばく露から症状発症まで、最大14日、多くは5日と長いこと、既に感染が顕在化した時点で、臨

時休業を行ったとしても感染の拡大がさらに広がる可能性があることに留意し、把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、学校や町教育委員会は次の必要な対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の検討をする。

①学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合に実施する。

- ・同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ・感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ・1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ・その他、設置者で必要と判断した場合

(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)

学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

②学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合に実施する。

③学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に実施する。

委員から、学級閉鎖等になった場合の保護者への連絡体制について質疑があり、保護者が各学校の安心メールに登録をしている場合はメールで複数回周知し、登録をしていない場合は電話連絡を行っている。また、交番・交通指導員等、各関係者へも電話連絡を行い、臨時休業を知らずに登校してしまった児童生徒への対応を行っているとの回答であった。

5 今後の行事等の取扱いについて

北海道教育委員会で作成した「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について」に基づき、感染症対策を徹底したうえで、修学旅行、宿泊研修、部活動などの学校行事等を実施する方向であるが、感染リスクが高い活動は慎重に検討することとしている。

6 新型コロナウイルス感染症対策としてのICT活用の体制等について

児童生徒がやむを得ず学校に登校できないような事態の際の学びの保障を目的に、各学校担当者・学校指導教育主事・GIGAスクールサポーター等19名でICT推進委員会を組織し、体制を強化している。

現時点では毎日の授業や持ち帰り学習で活用しているが、インターネット利用時間の長時間化やコミュニティサイト（SNS等）での被害の増加、他者の個人情報の取扱いや不正請求等の危険への対応など、問題点もある。

また、持ち帰り時の家庭でのルールの作成や、Wi-Fi未整備家庭の取扱いについての検討が今後の課題となっている。

※GIGAスクールサポーターとは

七飯町立学校にICT支援技術を有した人員を活用し、ICT環境整備やタブレット端末を活用した授業を行う際の支援をしている。

1校につき週1回2時間学校へ訪問、又はオンラインにより支援業務を行い、故障、トラブルへの対応、各種マニュアルの作成を行う。

また、教員のICT活用指導力と情報セキュリティ意識の向上の支援、学校毎の教員研修を実施（タブレット端末の基本的な使い方や、タブレット端末を活用した授業実践事例の紹介・提案・長期休業中にレベルに合わせた研修の開催、タブレット端末を用いた授業を行うために必要な知識や技術を教員が習得するための研修）する。

委員から、Wi-Fi未整備家庭の割合はどのくらいあるのか、また、休校となった場合は家庭でタブレット端末を使い授業を行う体制が整っているのかとの質疑があり、現在のWi-Fi設置率は96%、未整備家庭は63家庭であるが、経済的な問題の他、家庭内でゲームをさせたくない等の教育方針による理由もある。また、すべての児童生徒が、家庭内でタブレット端末を使用し授業できる環境が整っていないため、今後どのようにするべきか検討していかなければならないとの回答であった。

7 まとめ

各学校における新型コロナウイルス感染症対策については、文部科学省や北海道教育委員会で作成したマニュアルを基に実施している。

現在は新規感染者が減少傾向にあるが、冬季間は学校内での換気が難しくなり、児童生徒等の感染リスクが高まると考えられることから、衛生管理マニュアルに

基づいた感染症対策を徹底し、各学校内で感染拡大への警戒を継続するとともに、感染者が確認された場合は迅速に対応できる体制及び保護者や地域への連絡体制や情報共有を強化することを望む。

また、児童生徒等が出席停止となった場合や学級閉鎖等により登校できない場合に備え、ICTを活用したオンライン授業等により学びを保障する体制整備について早期に確立することを望み、委員会報告とする。